

## 阿賀野市告示第131号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第171条第4項前段の規定に基づき、会計管理者の権限に属する事務のうち次表の中欄に掲げる事務については会計管理者をしてそれぞれ同表の右欄に掲げる出納員に委任させたので、同項後段の規定により告示する。

令和6年7月1日

阿賀野市長 加藤 博 幸

委任日	委任をさせた事務	委任を受けた出納員
令和6年 7月1日	課局等の所管事務に係る 収入金を出納すること及 び出先機関の所管事務に 係る収入金を収納するこ と	危機管理課出納員 危機管理課長 五十嵐 広貴
		公園管理事務所出納員 公園管理事務所長 小林 勝浩